

1 公共交通空白地有償運送の概要について

(1) 公共交通空白地有償運送とは

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49号第1項第2号に定める公共交通空白地有償運送は、過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、タクシー等の公共交通機関では、住民に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、特定非営利活動法人等が国土交通大臣の登録を受け、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して当該会員等に対して行う輸送サービスです。

表1 自家用有償旅客運送の種別

自家用有償旅客運送	市町村運営有償運送
	<u>公共交通空白地有償運送</u>
	福祉有償運送

(2) 公共交通空白地有償運送の登録要件について

公共交通空白地有償運送の登録には、法令で定められた要件（運行主体・運行区域・運送対象者・運転者要件・使用車両・運送の対価・運行管理体制等）を満たす必要があります。

その登録要件の一つに、『市町村が主宰し、関係者で構成された「公共交通空白地有償運送運営協議会」の合意※』があります。



【合意とは】

★ 下記の事項を協議して、調整が調うこと。

- ① 地域の輸送状況の実情を踏まえ、申請者が行う公共交通空白地有償運送の必要性
- ② 法令で定める基準に照らし、利用者から収受する料金が適当であるか

(3) 公共交通空白地有償運送運営協議会の設置

本協議会は、厚田区で平成22年4月から公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人「あつたライフサポートの会」の協議を行うため、平成21年9月1日に設置されました。

【参考資料 石狩市公共交通空白地有償運送運営協議会設置要綱】

(目的)

第1条 石狩市公共交通空白地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、石狩市の過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上又は交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他公共交通空白地有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送に限る。）の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新および法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、公共交通空白地有償運送のサービス内容その他公共交通空白地有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 石狩市長が指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 札幌運輸支局長が指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 石狩市内において現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表
- (7) 学識経験を有する者その他の協議会の運営上市長が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長を置き、石狩市長が指名する職員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が調わない場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局へ申請を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画経済部企画課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月 日から施行する。